

工事成績採点表【完成、一部完成】

所属名： _____

工事名																						契約金額（最終）												
受注者名							工 期					年 月 日 ~ 年 月 日					完成年月日					年 月 日												
考 査 項 目		第一次評定者					第二次評定者					第三次評定者（既済・中間）					第三次評定者（既済・中間）					第三次評定者（完成）												
項 目		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
細 別		a	b	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件への対応 ※2																																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※4						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点					± . 点												
評定点計（6.5±加減点合計） ※1		① 点					② 点					③ 点					③ 点					④ 点												
評 定 点 計		点 ○既済部分（中間）検査があった場合： (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※但し、③（既済、中間）が2回以上の場合は平均値 ○既済部分（中間）検査がなかった場合： (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点																																
7. 法令遵守等 ※7		点																																
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認 ※9																履行	不履行	対象外	点														
評 定 点 合 計 ※8		点 ○評定点計（ 点） - 法令遵守等（ 点） - 総合評価（ 点） = 点																																
所 見 ※5		(第一次評定者(監督員))										(第二次評定者(総括監督員))										(第三次評定者(検査員))												

※1 6.5点+1.～3.の評定（加減点合計）+4.～6.の評定（加点合計）=評定点

各評定点（①～④）は小数点第1位まで記入する

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、第一次評定者からの報告を受けて第二次評定者が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4、5、6は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、第三次評定者の評価に先立ち、第一次、第二次評定者が行う。

※7 法令遵守等の評定は、第二次評定者が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表

工事名： _____

項目	細別	①第一次評定者	②第二次評定者	③第三次評定者		④第三次評定者 (完成)	細目別評定点	得点割合
				(既済・中間)	(既済・中間)			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.4+2.9 = 点					3.3 / 3.3 点	3.3 %
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9 = 点					4.1 / 4.1 点	4.1 %
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	13.0 / 13.0 点	13.0 %
	II. 工程管理	()×0.4+2.9 = 点	()×0.2+3.2 = 点				8.1 / 8.1 点	8.1 %
	III. 安全対策	()×0.4+2.9 = 点	()×0.2+3.3 = 点				8.8 / 8.8 点	8.8 %
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9 = 点					3.7 / 3.7 点	3.7 %
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	14.9 / 14.9 点	14.9 %
	II. 品質	()×0.4+2.9 = 点		()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	17.4 / 17.4 点	17.4 %
	III. 出来ばえ			()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	()×0.4+6.5 = 点	8.5 / 8.5 点	8.5 %
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		()×0.2+3.3 = 点				7.3 / 7.3 点	7.3 %
5. 創意工夫	I. 創意工夫	()×0.4+2.9 = 点					5.7 / 5.7 点	5.7 %
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		()×0.2+3.2 = 点				5.2 / 5.2 点	5.2 %
7. 法令遵守等			()×1.0 = 点				0.0 / 0.0 点	0.0 %
8. 総合評価方式	技術提案履行確認					(0.0)×1.0 = 0.0 点	0.0 / 0.0 点	0.0 %
評価点合計							100.0 / 100.0 点	

※ 既済部分（中間）検査があった場合・・・ (①+②+③)×0.5+④×0.5 = 細目別評定点（既済、中間検査が2回以上の場合は③を平均する）

既済部分（中間）検査がなかった場合・・・ (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点（7. 法令遵守等、8. 総合評価方式 を除く）の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工 事 成 績 評 定 表

所属名： _____

工 事 名			
契 約 金 額	当初:	最終:	
工 期	当初:	最終:	
完 成 年 月 日	年 月 日		
完成・既済・中間検査年月日	年 月 日		
請 負 者 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名			
第 一 次 評 定 者 職 ・ 氏 名			印
第 二 次 評 定 者 職 ・ 氏 名			印
完成・既済・中間第三次評定者職・氏名			印
① 第 一 次 評 定 者 評 定 点	評定点	点 × 評定比 0.4 =	点
② 第 二 次 評 定 者 評 定 点	評定点	点 × 評定比 0.2 =	点
③ 既済部分、中間第三次評定者評定点	評定点	点 × 評定比 =	点
④ 完 成 第 三 次 評 定 者 評 定 点	評定点	点 × 評定比 =	点
⑤ 法 令 遵 守 等			点
⑥ 総 合 評 価 技 術 提 案			点
⑦ 評 定 点 合 計	点 →		点

注1) 既済部分、中間検査があった場合

$$\text{認定点合計 } ⑦ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤ - ⑥$$

既済部分、中間検査がなかった場合

$$\text{認定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤ - ⑥$$

- 2) 既済部分、中間検査が2回以上あった場合、評定点は既済部分、中間検査を合わせた平均点を記入する。
- 3) 一部完成の場合は、第一次評定者、第二次評定者及び第三次評定者が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4) 第一次評定者、第二次評定者及び第三次評定者の評定点は四捨五入により小数第1位までとする。既済部分、中間検査の場合は評定点(整数)を記載する。(式等は省略)
- 5) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6) ⑤法令遵守等は第二次評定者、⑥総合成績技術提案履行状況は第三次評定者が記入する。
- 7) ⑦評定点合計は「工事成績採点表」の評定点合計を記載している。

発 第 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名

輪島市長 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、輪島市工事成績評定要領第5条に基づき評価した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせは下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 ●●●●●工事
- 2 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 成 績 評 定 評定点 点 項目別評定点は、別表のとおり
- 5 送 付 先 〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
●●部●●課長 宛
T E L 0768-23-●●●●●
- 6 手続き等の問い合わせ先
〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
総務部監理課長 宛
T E L 0768-23-1121

別表

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来高	/14.9点
	II. 品質	/17.4点
	III. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性 (加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)	工事事務等による減点	点
8. 総合評価技術提案 (減点のみ)	総合評価による減点	点
評定点合計		0 /100.0点

注) 評定点合計欄は工事成績採点表の評定点合計を記載している。
 項目別評定点は各評価項目の細別毎に四捨五入していることから、
 評定点の合計が合わないことがある。

発 第 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名

輪島市長 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、
輪島市工事成績評定要領第10条第2項に基づき回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日
から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることが
できます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は
下記のとおりです。

記

1 工 事 名 ●●●●●工事

2 疑問に対する回答

3 送付及び手続き等の問い合わせ先

〒928-8525
石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
●●部●●課長 宛
T E L 0768-23-●●●●

発 第 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名

輪島市長 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、
輪島市工事成績評定要領第11条第2項に基づき回答します。

記

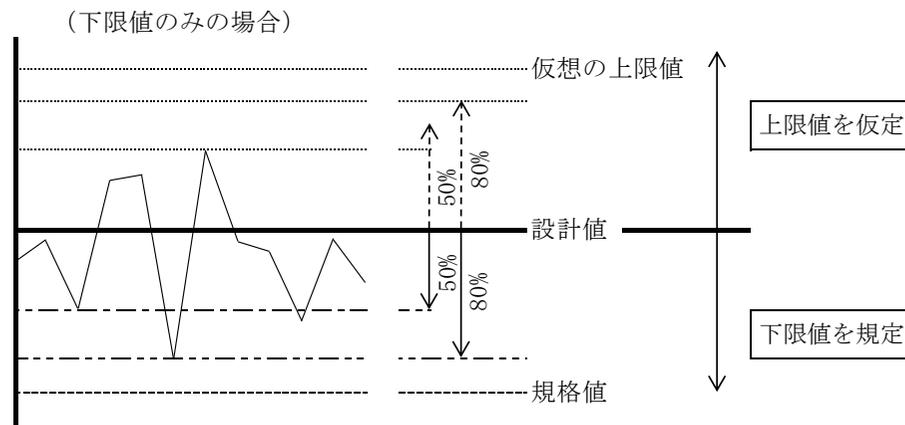
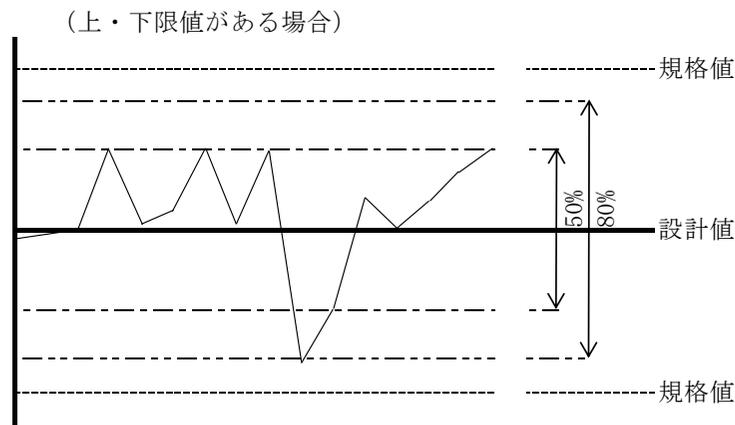
- 1 工 事 名 ●●●●●工事
- 2 疑問に対する回答

別紙

【記入方法及び留意事項】

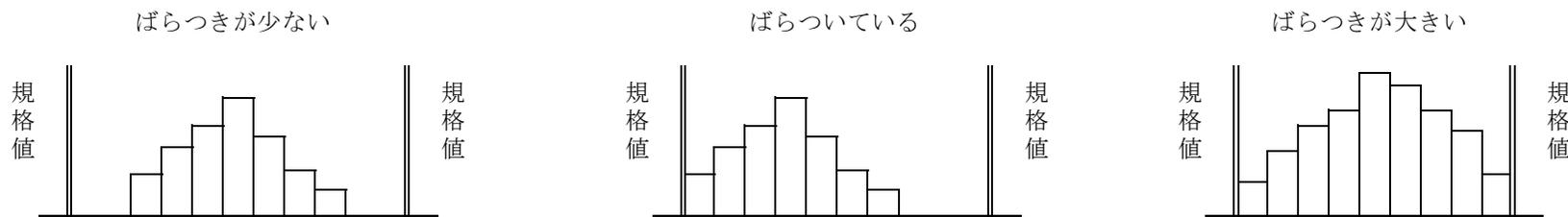
1. 出来高及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]



※ 上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

[度数表または、ヒストグラムの場合]



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、c評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4. その他

- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。